

# 産業廃棄物とは？

「有償で売買できなくなり不要となった固形状、液状のもの」を廃棄物といいます。

廃棄物は「廃棄物処理法」という法律によって一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類のものを「産業廃棄物」と定義されています。

# 石は産業廃棄物なの？

産業廃棄物の種類と具体例から、<産業廃棄物20種>の中に「石」は明確に定義されていません。

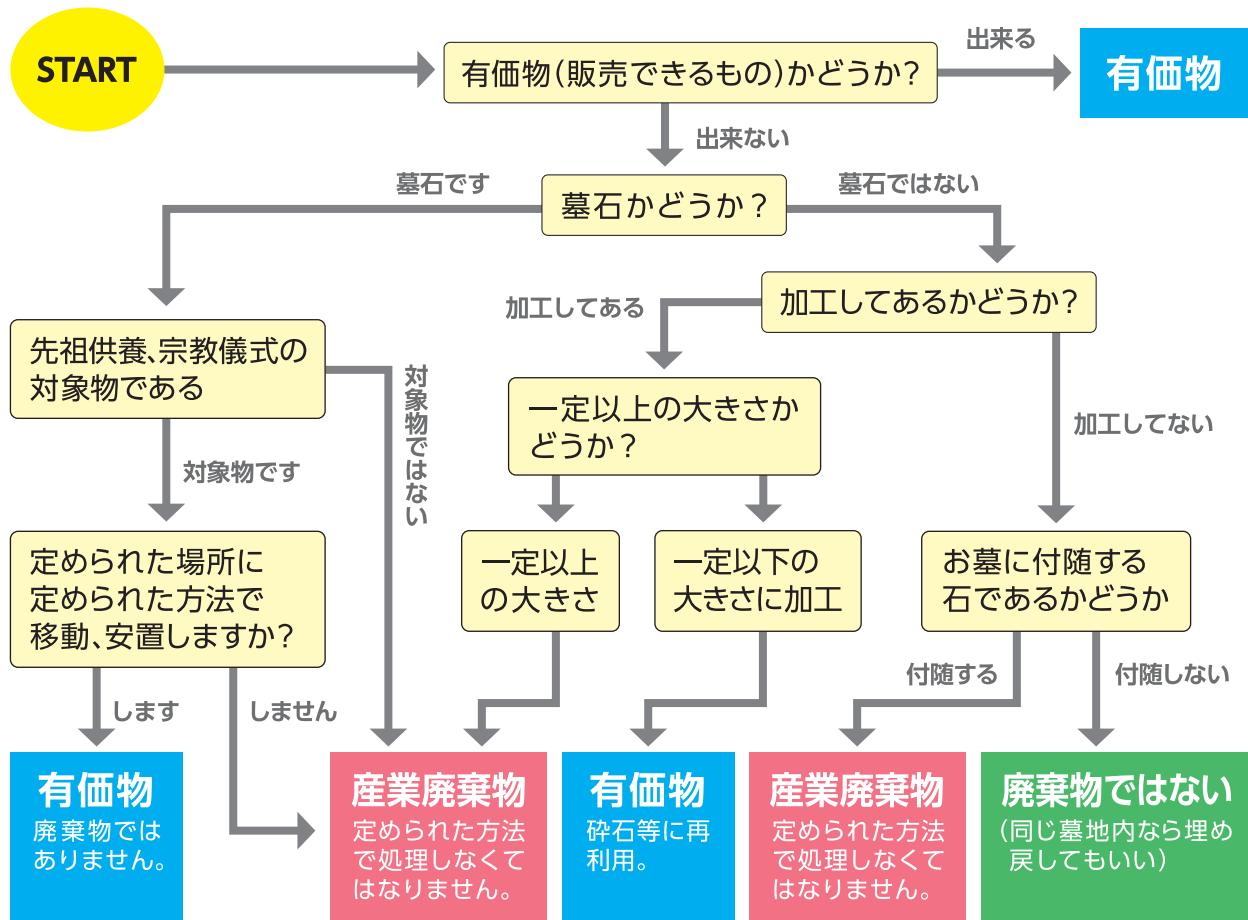
一般的に **ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず** **鉱さい** **がれき類**

に含まれる可能性がある、と考えられています。

ただし、有価で売買できるかどうかの判断が難しく、宗教的礼拝の対象物である場合もあるため、判断に迷う場面があります。そこで、石の扱い方の目安になるよう、以下のようなチャート図を作成しましたので、ご活用ください。

## もし、お墓工事で石の処理方法に迷った時、どうしますか？

石材処理、廃棄の基礎(フローチャート)図〈墓地工事編〉



※現在、産業廃棄物の処理に関する指導・許認可・行政処分等の監督権限は、各都道府県・政令市の産業廃棄物主管部局が所管行政庁となります。

※このチャート図は兵庫県、愛媛県、大阪府の各産業廃棄物担当部署、あるいは県民局担当部署に監修いただきました。

※このチャート図は「墓地内の工事に関して、排出される石材」と言う条件で製作しています。石材採掘、石材加工現場での対応とは異なります。御了承ください。

※このチャート図は調査時の基本的な流れであり、法律の改正等により利用できなくなる場合もあります。具体的な事例は各都道府県・政令市の産業廃棄物主管局にお問い合わせください。